

令和 6 年第 3 回本庄市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和 6 年 7 月 1 2 日（金）

午後 1 時 3 0 分～

場 所：本庄市役所 5 0 4 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

審議事項 （1）準統一に向けた保険税率改定までの方針について

【資料 1】【資料 2】【資料 3】

4 そ の 他

5 閉 会

国民健康保険財政の仕組みについて

1. 国保事業費納付金について

平成30年度の制度改革により導入された納付金制度は、埼玉県の国保特別会計で負担する保険給付費等の必要額から公費等による収入額を差し引いた額を、県内市町村で按分して納めるものです。

納付金の額は、国のガイドラインに基づき埼玉県が算定し、市町村ごとの被保険者数、所得水準、医療費水準(*)に応じて按分されています。

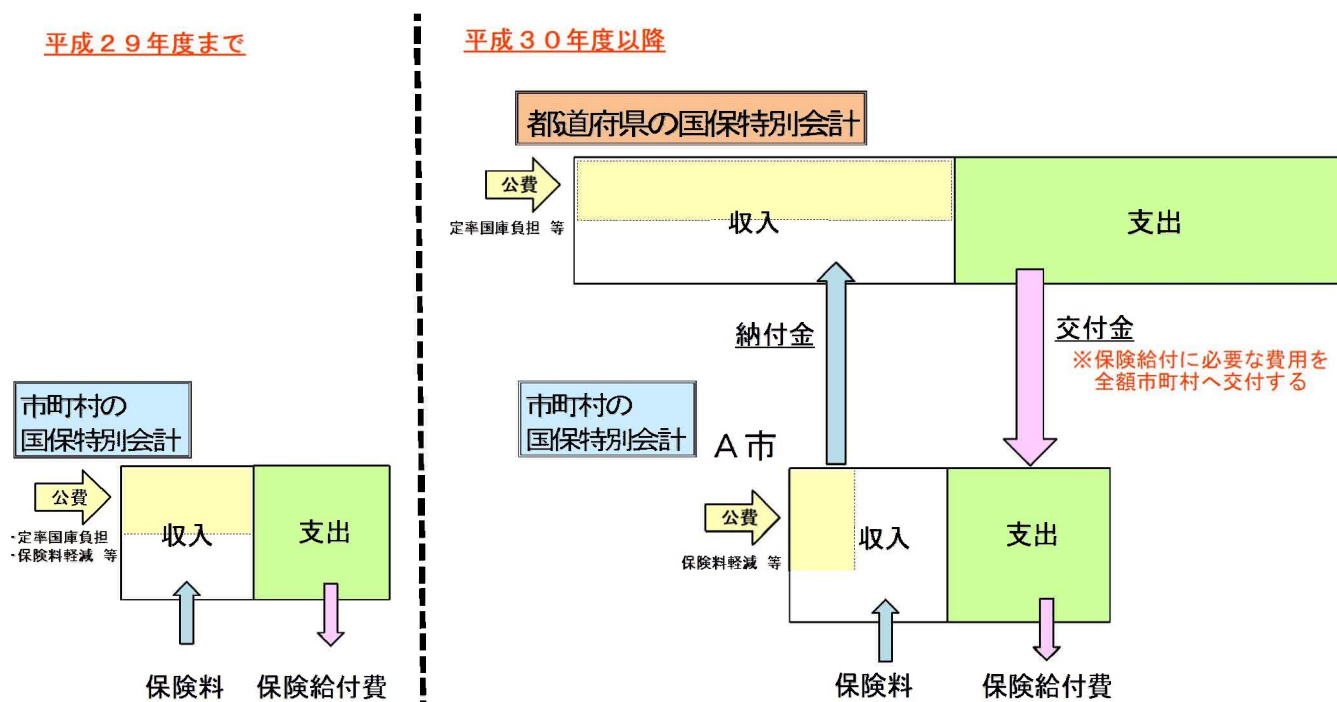
市町村は、この納付金や保健事業等の経費を賄うために必要な保険税率を設定し、徴収を行うこととされています。

納付金は毎年各市町村の基礎データ等により算定され、その納付金を賄うために必要な保険税率（標準保険税率）も埼玉県により提示されています。

令和9年度からは、県内すべての市町村が埼玉県が提示した標準保険税率（2方式による賦課）により保険税を賦課する必要があります。

*埼玉県では令和9年度の保険税準統一に向け、令和6年度から医療費水準を納付金へ反映していません。

■国保財政の仕組みイメージ



2. 本庄市国保事業費納付金の推移

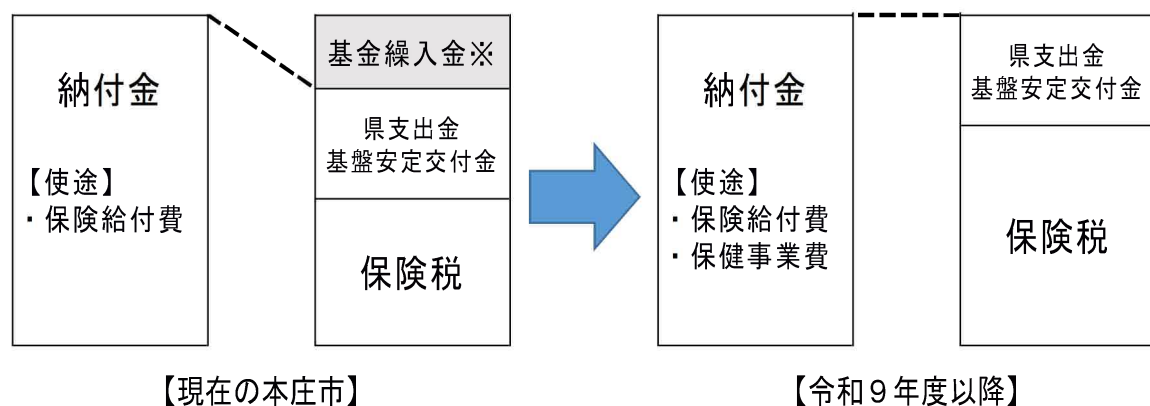
区分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
医療給付費分	1,473,947千円	1,362,094千円	1,383,370千円	1,436,857千円	1,382,057千円	1,405,913千円
後期支援金分	509,607千円	500,939千円	500,375千円	494,696千円	537,477千円	538,104千円
介護納付金分	157,062千円	171,603千円	211,558千円	205,483千円	186,399千円	181,021千円
合計額	2,140,616千円	2,034,636千円	2,095,303千円	2,137,036千円	2,105,933千円	2,125,038千円

被保険者数	19,033人	18,373人	18,315人	17,784人	17,039人	16,241人
総人口	78,082人	78,022人	77,793人	77,552人	77,473人	77,013人

(各年度4/1現在)

納付金の算定は、毎年夏頃、市の被保険者数等の基礎データ等を埼玉県へ提出し、秋に試算額が提示されます。その後、国から算定に必要な係数が示され、年明けの1月中に納付金額が確定します。

■納付金の財源イメージ



※基金繰入金は、実質的には赤字になります。

3. 本庄市標準保険税率の推移

		4 方式での標準税率推移						
区分		現行税率	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
医療分	所得割	6.90%	7.59%	6.98%	7.26%	7.75%	6.72%	8.12%
	資産割	20.00%	21.23%	20.45%	20.20%	21.33%	21.17%	21.16%
	均等割	19,500円	19,932円	19,062円	19,027円	20,093円	20,846円	20,423円
	平等割	16,000円	15,971円	14,984円	15,145円	14,121円	16,267円	16,621円
支援分	所得割	2.90%	3.05%	3.06%	3.18%	3.22%	3.25%	3.70%
	均等割	9,900円	9,483円	9,835円	9,768円	9,804円	11,675円	11,056円
介護分	所得割	2.70%	2.25%	2.47%	3.27%	3.40%	2.84%	3.22%
	均等割	12,400円	9,480円	10,974円	13,898円	13,441円	12,906円	11,556円

納付金を賄うために必要な税率についても、納付金の確定時に提示されます。

令和9年度以降は、提示される標準税率に合わせ、毎年税率改正（条例改正）を行うことになります。

上の表は4方式での標準税率の推移、次の表は2方式での標準税率の推移です。

		2 方式での標準税率推移						
区分		現行税率	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
医療分	所得割	6.90%	6.92%	6.53%	6.56%	6.71%	6.79%	7.26%
	資産割	20.00%						
	均等割	19,500円	39,984円	38,094円	38,536円	40,892円	41,060円	43,054円
	平等割	16,000円						
支援分	所得割	2.90%	2.35%	2.42%	2.42%	2.36%	2.73%	2.83%
	均等割	9,900円	13,459円	13,848円	13,878円	13,959円	16,001円	16,372円
介護分	所得割	2.70%	1.76%	2.01%	2.60%	2.54%	2.35%	2.33%
	均等割	12,400円	13,089円	14,792円	18,981円	18,401円	17,067円	16,534円

どちらの方式でも、現行税率と標準税率との乖離が大きくなってきています。

現行税率と現状が合っていないため、国保財政の運営が不安定になっています。

4. 本庄市国保の収支状況の推移

■実質収支の状況

(単位:円)

	R1	R2	R3	R4	R5(速報)
①形式収支	134,877,205	173,940,473	178,844,953	181,229,880	218,062,752
②法定外一般会計繰入金	0	0	0	0	0
③基金等繰入金	0	0	0	0	87,757,000
④前年度繰越金	161,883,763	134,877,205	173,940,473	178,844,953	181,229,880
⑤基金積立金	85,688,436	125,092,234	82,110,427	9,453,298	12,111
実質収支(①-②-③-④+⑤)	58,681,878	164,155,502	87,014,907	11,838,225	▲ 50,912,017

本庄市では令和4年度決算まで、法定外繰入金及び基金等繰入金が必要のない状況でした。

しかしながら、令和5年度の決算(速報値)では、上の表にあるように、実質収支が赤字となっています。

この要因は、被保険者数の大幅な減少による保険税調定額の減少がありながらも、一人当たりの医療費は増え続けていることが大きいと考えられます。

5. 第3期国保運営方針の考え方

- ・すべての法定外繰入金を赤字と捉え、令和8年度までに解消する。
- ・保険税率の引下げを目的とした市町村設置の基金残高の取崩しは行わない。
- ・財源不足が見込まれる市町村は、埼玉県 of 財政安定化基金を借り入れ、原則3年間で返還する。(※返還するための税率設定が必要)

モデルケース別
税額試算比較表

本庄市の現行税率				
現行税率	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.90%	20.00%	19,500円	16,000円
支援分	2.90%		9,900円	
介護分	2.70%		12,400円	
合計	12.50%	20.00%	41,800円	16,000円

本庄市のR6標準税率(4方式)				
R6標準	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	8.12%	21.16%	20,400円	16,600円
支援分	3.70%		11,000円	
介護分	3.22%		11,500円	
合計	15.04%	21.16%	42,900円	16,600円

本庄市のR6標準税率(2方式)				
R6標準	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	7.26%		43,000円	
支援分	2.83%		16,300円	
介護分	2.33%		16,500円	
合計	12.42%		75,800円	

モデルケース① 給与収入で単身世帯

世帯主 年齢:45歳
年収:300万円(給与)
資産割:なし

現行税率	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	109,700円	0円	19,500円	16,000円
支援分	46,100円		9,900円	
介護分	42,900円		12,400円	
合計	198,700円	0円	41,800円	16,000円
年税額	256,500円			

R6標準	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	129,100円	0円	20,400円	16,600円
支援分	58,800円		11,000円	
介護分	51,100円		11,500円	
合計	239,000円	0円	42,900円	16,600円
年税額	298,500円 (42,000円増)			

R6標準	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	115,400円		43,000円	
支援分	44,900円		16,300円	
介護分	37,000円		16,500円	
合計	197,300円		75,800円	
年税額	273,100円 (16,600円増)			

モデルケース② 給与収入で3人世帯

世帯主 年齢:45歳
年収:430万円(給与)
配偶者 年齢:42歳
年収:98万円(給与)
子 年齢:10歳
年収:0円
資産税額:100,000円

現行税率	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	177,300円	20,000円	58,500円	16,000円
支援分	74,500円		29,700円	
介護分	69,300円		24,800円	
合計	321,100円	20,000円	113,000円	16,000円
年税額	470,100円			

R6標準	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	208,600円	21,100円	61,200円	16,600円
支援分	95,000円		33,000円	
介護分	82,700円		23,000円	
合計	386,300円	21,100円	117,200円	16,600円
年税額	541,200円 (71,100円増)			

R6標準	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	186,500円		129,000円	
支援分	72,700円		48,900円	
介護分	59,800円		33,000円	
合計	319,000円		210,900円	
年税額	529,900円 (59,800円増)			

モデルケース③ 年金収入で2人世帯 ※5割軽減該当(均等割・平等割)

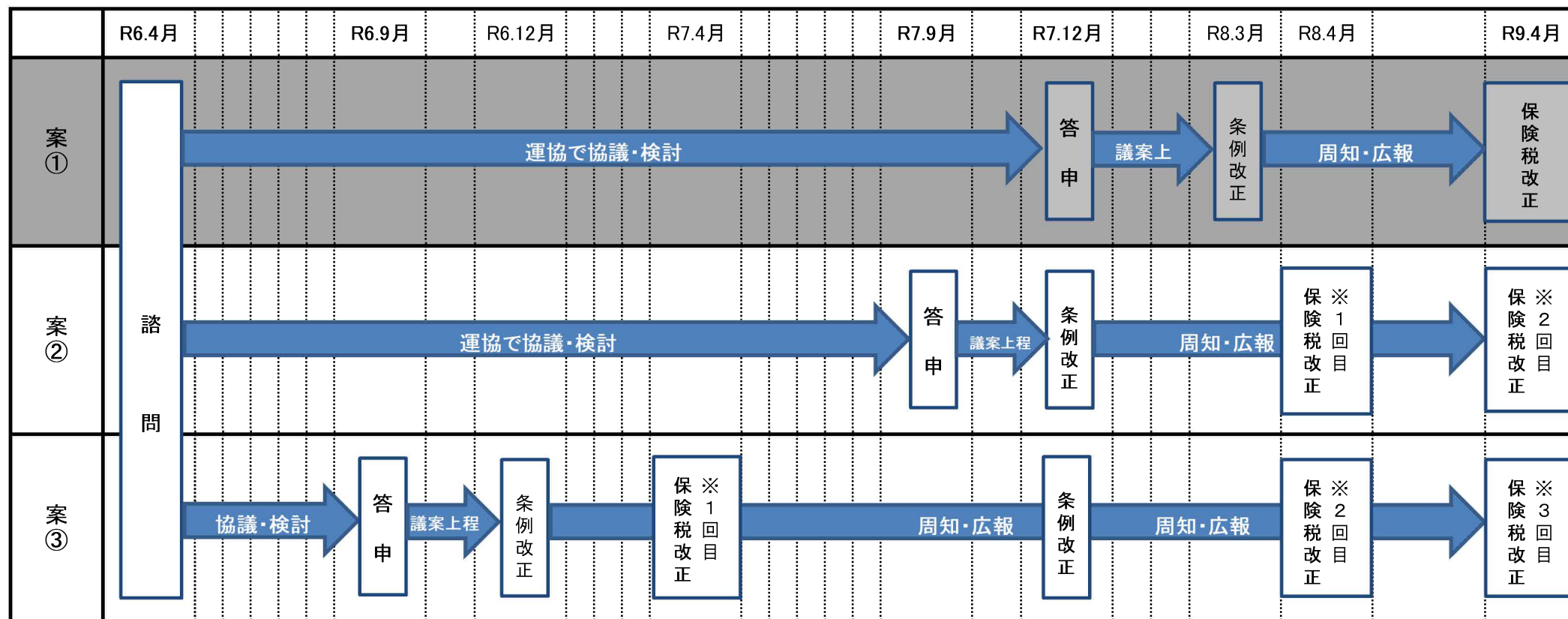
世帯主 年齢:70歳
年収:210万円(年金)
配偶者 年齢:70歳
年収:80万円(年金)
資産税額:50,000円

現行税率	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	39,300円	10,000円	19,500円	8,000円
支援分	16,500円		9,900円	
介護分				
合計	55,800円	10,000円	29,400円	8,000円
年税額	103,200円			

R6標準	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	46,200円	10,500円	20,400円	8,300円
支援分	21,000円		11,000円	
介護分				
合計	67,200円	10,500円	31,400円	8,300円
年税額	117,400円 (14,200円増)			

R6標準	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	41,300円		43,000円	
支援分	16,100円		16,300円	
介護分				
合計	57,400円		59,300円	
年税額	116,700円 (13,500円増)			

保険税改正までのスケジュール(修正案)



※R7.12月には、R8年度から保険税の算定に「子ども・子育て支援納付金課税額」が追加されることになったため、必ず条例改正(税率変更)を行う必要があります。
(令和6年6月12日公布「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」)